

令和 8 年 度

長生小学校屋内運動場屋根改修工事

図面番号	図面名
1	特記仕様書(1)
2	特記仕様書(2)
3	特記仕様書(3)
4	特記仕様書(4)
5	特記仕様書(5)
6	配置図，付近見取図，仕上表
7	1階 平面図
8	2階 平面図
9	屋根伏図
10	北立面図，西立面図
11	南立面図，東立面図
12	矩計図(改修前)
13	矩計図(改修後)
14	軒先詳細図
15	棟詳細図
16	けらば詳細図

阿南市教育委員会教育部教育総務課

原図サイズ：A2

	課長	課長補佐	係長	係	設計

1. 工事概要

1. 工事名称

長生小学校屋内運動場屋根改修工事

2. 工事場所

阿南市長生町五反地

3. 建物概要

建物名称	長生小学校 屋内運動場
構造・規模	RC造(1F) S造(2F) 地上2階
敷地面積	5,534 (㎡)
床面積	740 (㎡)
消防法施行令別表第1の区分	7項

4. 工事種目

種 目	工 事 概 要
建築一式工事	屋根改修(カバー工法)

5. 猛暑を考慮した工期

本工事は猛暑を考慮した工期設定の（**対象**）・対象外 ）工事である。
猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
(1)作業不能日数：3日間
(2)観測地点：環境省が公表する四国地方・徳島・蒲生田地点
(3)気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方・徳島・蒲生田地点におけるWBGJ値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
(4)作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領」による。

II. 共通仕様書

(1)項目は、番号に○印が付いたものを適用する。
(2)特記事項は、○印が付いたものを適用する。◎は総て適用する。

章	項 目	特 記 事 項
一 章 共 通 事 項	① 適用基準	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ・公共建築大造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ・建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ・敷地調査共通仕様書 令和4年改定 また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ①建築工事監理指針 令和4年版（以下「監理指針」という。） ②建築改修工事監理指針 令和4年版 ③電気設備工事監理指針 令和4年版 ④機械設備工事監理指針 令和4年版
	② 優先順位	◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 ①質問回答書（②から⑤に対するもの） ②補足説明書 ③特記仕様書（共通仕様書を含む） ④図面 ⑤公共建築工事標準仕様書等
	③ 工事実績データの登録	(1)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a)受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (b)登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (c)しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 (d)訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2)受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。
	④ 工程表	◎受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く．）以内に提出すること。
	⑤ 工事の着手	◎受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

章

項 目

特 記 事 項

⑥ 施工計画書等

◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。

・上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。

◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

⑦ 下請負人の選定

◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

◎受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賞金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

⑧ 施工体制台帳及び施工体系図

(1)施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備置置かなければならない。
(2)施工体系図の作成及び揭示
受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
(3)警備業者の記載
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
(4)運搬業者の記載
受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出
受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。
ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示
受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

⑨ 電気保安技術者等

◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。

◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

章

項 目

特 記 事 項

⑩ 施工中の安全確保

◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分に周知・徹底すること。

◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。

◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。

◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として、試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度、補修又は補償すること。

◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から下ろす作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から下ろす作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（任意様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート（任意様式）」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。

◎事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

◎受注者は、工事施工途中に工事的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

◎当該工事が分離発注の工事においては、受注金額が最も高い受注者を「統括安全衛生管理義務者」に選任するものとする。（労働安全衛生法第30条第2項）

	阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名	長生小学校屋内運動場屋根改修工事	●縮尺	NON	設 計	図 面 番 号
	阿 南 市 役 所	●図面名	特記仕様書(1)	●年月	令和8年6月		1
	教育委員会 教育部 教育総務課						
	TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785						

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
11	撤去時の資機材残置の防止	◎足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。	11	資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類の及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 ◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の現状状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 ◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 ◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。 ◎建設発生土の最終搬出先の記録・保存 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。 ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。 (1) 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの） (2) 他の建設現場で利用する場合 (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード	14	材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。 ◎県産木材の原則使用 (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 ◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産資材の原則使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。 また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 県内産資材（次のいずれかに該当するもの） (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 ◎県内企業調達建材等の優先使用 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。 なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。 ◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。	
	交通安全管理	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。 特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件及びその位置と必要な措置について、工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に、次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある				発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び価値材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を受けること。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、あれば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を始めとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェストA票及びD票またはE票）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与（ <u>あり</u> ）・なし（ <u>なし</u> ）。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-Iによること。 (3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 ◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。 なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。	

	阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名	長生小学校屋内運動場屋根改修工事	●縮尺	NON	設 計	図 面 番 号
	阿 南 市 役 所	●図面名	特記仕様書(2)	●年月	令和8年6月		2
	教育委員会 教育部 教育総務課						
	TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785						

Ⅲ 建築改修工事特記仕様書（項目は、番号に○印が付いたものを適用する。特記事項は、○印が付いたものを適用する。◎は総て適用する。）

章 項 目

① 施工条件

◎施工条件は次による。
(1)本工事は、小学校運営を行いながら施工を行うものとする。
(2)工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
(3)足場の組立については、別途発注の長生小学校屋内運動場空調設置工事の電気工事及び管工事受注者と協議を行い、双方の工程に支障のないものとする。
(4)施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
(5)金属垂木施工時などの室内床養生が必要な工程時に、2週間程度の屋内運動場使用不可能期間が発生する旨を施設管理者には協議をしている。詳細な使用中止時期は、工程表作成時に施設管理者及び監督員と再度協議し、了承を得ること。
(6)荷上げ荷下りし作業時には交通誘導員を配置し安全に十分配慮すること。
(7)作業エリア以外で荷上げ等を行う必要がある場合は、原則土曜日に行うこと。また、事前に監督員及び施設管理者に協議を行うこと。
(8)材料の搬入搬出等は登下校時間及び保護者の送迎時間を避けるものとし、安全には十分に配慮すること。
(9)着手前に屋根下地の「Asphalt-Membring」及び「Water-board」の「Tensile Analysis (定性)」を行うこと。また換気採取は屋根上から行うものとする。石綿が含まれていた場合は、設計書の床養生は二重張り 間隔シート厚0.15mmに、整理清掃後片付けは高性能真空掃除機程度に設計変更対応を行うものとする。
(10)その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

② 重要備品等

◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無）
備品等名称：
保管場所：
数量：
注意事項：

③ 施工調査

◎調査期間
本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。
調査期間は 週間とする。切り直し時期については、 頃とする。

④ 交通誘導警備員

◎交通誘導警備員
交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に2日間配置すること。
・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている・（義務付けられていない））。
・警備員は、延2人（昼2人、夜1人：うち検定合格警備員1人）を見込んで、
・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

⑤ 産業廃棄物の処理

◎産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。
（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者」であることを示す。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)
有価金属類	虎尾商事(有)	—	阿南市橋町東中浜174 阿南市橋町東中浜174	8.5
石綿含有建材類	(株)明和クリーン	—	三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	118
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社 橋処分場	—	阿南市橋町小勝187番の地先 阿南市橋町小勝187番の地先	14.0

・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産業処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

6. 建設発生土の処理

・建設発生土の処理については、「3章 土工事」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

章 項 目

7. 他工事との取り扱い

・他工事との取り扱い区分

	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他
梁、壁、床スリープ入れ					
同上穴埋補修					
スリープ開口補強(鉄筋)					
同上(リンブレン等)					
床、天井点検口					
設備機器天井開口墨出					
同上切込み及び開口補強					
衛生器具取付のブロック壁					
空洞部分のモルタル埋め					
縦樋(GLまで)					
盤、便器等の箱入れ					
同上補強					
給排水方ラリ取り付け					
空調機器類の基礎工事					

8. 室内空気中の化学物質の濃度測定

・建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。
学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン
学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン
採取器具は受注者にて用意すること。

測定対象室	測定箇所数

測定は、次のいずれかにより行う。
・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年 国土交通省告示第1347号）第56-3 (3) 「ロ 測定の方法」において定められた方法
・パッシブ型採取機器を用いる方法
パッシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。
(1)30分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。
(2)5時間閉鎖
(1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。
(3)測定
イ(2)の状態のままで測定する。
ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。
ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。
※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。
ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。
(4)分析
測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
(5)測定結果の提出
測定後、測定結果を監督員に提出すること。

・測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、監督員と対応方法について協議すること。

章 項 目

⑨ 技能士の適用

◎技能士の適用については、 次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。
技能士は、 職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
技能士は、 適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・（とび作業）
鉄防工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
	型枠施工	・ 型枠工事作業
コンクリート工事	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質Asphaltシート工法防水工事作業 ・ 改質Asphaltシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル工事	タイル張り	・ タイル張り作業
木工事	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	・（内外装板金作業）
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属工事	建築板金	・ 内外装板金作業
左官工事	左官	・ 左官作業
建具工事	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装工事	塗装	・ 建築塗装作業
内装工事	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管工事	配管	・ 建築配管作業
植栽工事	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調調和機器施工	・ 冷凍空調調和機器施工作業

阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市役所

教育委員会 教育部 教育総務課

TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

●工事名

長生小学校屋内運動場屋根改修工事

●縮尺

NON

●図面名

特記仕様書(4)

●年月

令和8年6月

設 計

図面番号

4

第二章
改修仮設工事

① 一般事項

2. ペンチマーク

③ 足場等

④ 養生

⑤ 監督員事務所

◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。

・設計GLの設定は、BM()を±0とし、NGLはBM±()mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。

◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。
①労働安全衛生法に基づく構造規格
②(社)仮設工業会の認定基準
また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たっては、あらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日までに所轄労働基準監督署長に届け出を行うこと。
届け出を行った場合は、監督員に報告すること。
届け出が不要の場合は、その旨を監督員に報告すること。

◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に足場チェックリスト(任意様式)を用いて点検を行い、その記録を保管すること。
また、監督員から提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

◎外部足場 軒側 (種類：くさび緊結式(手すり先行方式)、仕様：1枚布、D= 60cm×2列、シート仕様：防災Ⅰ類)
◎外部足場 けらば側 (種類：くさび緊結式(手すり先行方式)、仕様：2枚布、D= 90cm、シート仕様：防災Ⅰ類)

・壁つなぎ間隔(水平方向:5.5m以下、鉛直方向:5.0m以下)
・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。
ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

・内部足場(種類： , 仕様： 枚布、D= cm ・ 図示の通り)
・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)

・仮囲い(仕様： , H= m、L= m ・ 図示の通り)

・ゲート(有 ・ 無 , 仕様： ・ 図示の通り)

◎足場の組立については、別途発注の長生小学校屋内運動場空調設置工事の電気工事及び管工事受注者と協議を行い、双方の工程に支障のないものとする。

◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。

◎足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又は下すときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。また、足場解体時には下穴は適切に補修すること。

◎その他 安全対策として作業エリア周囲にA型バリケードを見込んでいる。
足場設置時及び工事に差支のある樹木に関しては、支障の無いように剪定すること。

◎既存部分の養生範囲は屋内運動場床面(キャットウォーク含む)とする。(養生方法：床養生シート)
また、養生撤去時に清掃を見込んでいる。
金属垂木施工時等の床養生が必要な工程は事前に施設管理者及び監督員と協議を行うこと。(施工条件項目を参照)

・既存部分の家具等の養生範囲は図示による。
(養生方法：)

・仮間仕切りは、(A種 ・ B種 ・ C種)とする。

◎監督員事務所は(設ける) ・ 設けない)

・監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。
(1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
(2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯
(3) 誘加入入電話の子機
(4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
(5) ファクシミリ他

第三章
屋根及びびとい工事

① 一般事項

② 長尺金属板葺き

◎工事用電気設備、工事用給排水設備

7. イメージアップ工事

8. 仮設道路整備復旧等

◎工事車両用駐車場
資材置場
現場事務所用地等

10. 建設用防護管

◎既存電力利用(出来る・(出来ない)、電力料金(有償・無償)
ただし、施設管理者と協議すること。

◎既存水利用(出来る・(出来ない)、用水料金(有償・無償)
ただし、施設管理者と協議すること。

・仮囲い化粧(図示)
その他()

・工事に当たっては、図示のとおり仮設道路を設ける。
なお、同道路の必要がなくなった時点で、早期に(図示のとおり状態に ・ 現状に復旧)すること。

・道路占有料 円

◎同用地は、((図示の場所に) ・ 用意していないので業者にて)設けること。
ただし、施設管理者と協議すること。

・借地借家料 円

・本工事の建設用防護管は次のとおり見込んでいる。

品名	数量	備考	設置場所

・防護管施工会社等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

・防護管施工会社から建設用防護管取付サービス料として支払いが完了したことを証明できる書類(領収書、利用明細書等)の受領後、速やかに監督員へ当該書類の写しを提出すること。

① 一般事項

◎屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。

◎標仕以外の工法は、専門業者の仕様による。

◎建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速 Vo=(36)m/s
地表面粗度区分 (Ⅰ・Ⅱ・(Ⅲ)・Ⅳ)
積雪区分 建設省告示第1455号 別表()

◎屋根葺き形式 (根葺)
・瓦葺葺(心木なし)
・平葺(一文字葺き ・ ひし形葺き)
・立て平葺

◎材料

施工箇所	種類(JIS規格名称)	JIS規格番号	鋼板の厚さ(mm)	めっき付着量	塗膜の耐久性の種類	下葺材料
屋根	塗装溶融55%Zn-ガルベ鋼板金めっき鋼板及び鋼帯(屋根用)	JISG3322	0.4以上	AZ150	ポリエステル樹脂塗装	既存屋根(30:7%)

◎参考品番
元旦ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞM-7800(しがらみｼｮｯﾄ) 板厚:0.4mm 動き幅:240mm 元旦ﾋﾞﾆｰﾔ工業 株式会社 同等品とする。
美段M-721(ｶﾊﾞｰﾚｽ工法)板厚:0.4mm 動き幅250mm 三晃金属工業 株式会社 同等品とする。

◎指定のない付属材料は、屋根葺工法に応じた専門工事業者の仕様による。

◎建築基準法に基づく風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔、固定方法を施工計画書として提出する。

◎建築基準法に基づき定まる端部風圧力(基準風速に対する安全率を検討)の計算書を提出する。

第五章
環境配慮改修工事

⑤ とい

⑥ 軒とい

⑦ 保証

⑧ 石綿含有建材の削孔

⑨ その他

・材種() 径()

・とい受金物 材種() 形状() 取付間隔()

・さがり止めは図面により、図示のもの以外は標仕表13.5.3(1)(ア)又は13.5.3(2)(イ)による。

・防露に用いる材料は、図示により、図示のもの以外は標仕表13.5.3iによる。ロックウール又はグラスウール保温筒のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のロックウール又はグラスウール保温筒を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

・鋼管製といの防露巻きは、図示による。それ以外の場合は、標仕表13.5.4により行う。

・硬質塩化ビニル雨どいの1本の長さは、10m以内とし、伸縮に対応する工法を選択すること。

◎ルーフドレインの種別(図示による)

◎ルーフドレインの製造所： 評価名簿による。

◎ルーフドレイン及びびといは、取付け完了後、清掃し、通水試験を行う。

◎仕様(高耐候性塩ビシート 厚1.5mm ｶｰﾏｰｶﾞﾙﾊﾞﾂ鋼板 厚0.4mm)

◎工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による10年間の屋根工事施工保証書を提出すること。

◎屋根仕上材は石綿を含有しているため、石綿作業主任者の配置や石綿特別教育の受講及びHEPAフィルター集塵装置付きの機器等を用いた削孔とすること。また、関係法令に基づいた掲示物等の掲示を行うこと。

◎荷上げ荷下ろしは、ラフテレーンクレーン25t程度、資材運搬は4tトラック程度を見込んでいる。

阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市役所

教育委員会 教育部 教育総務課

TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785

●工事名

長生小学校屋内運動場屋根改修工事

●縮尺

NON

●図面名

特記仕様書(5)

●年月

令和8年6月

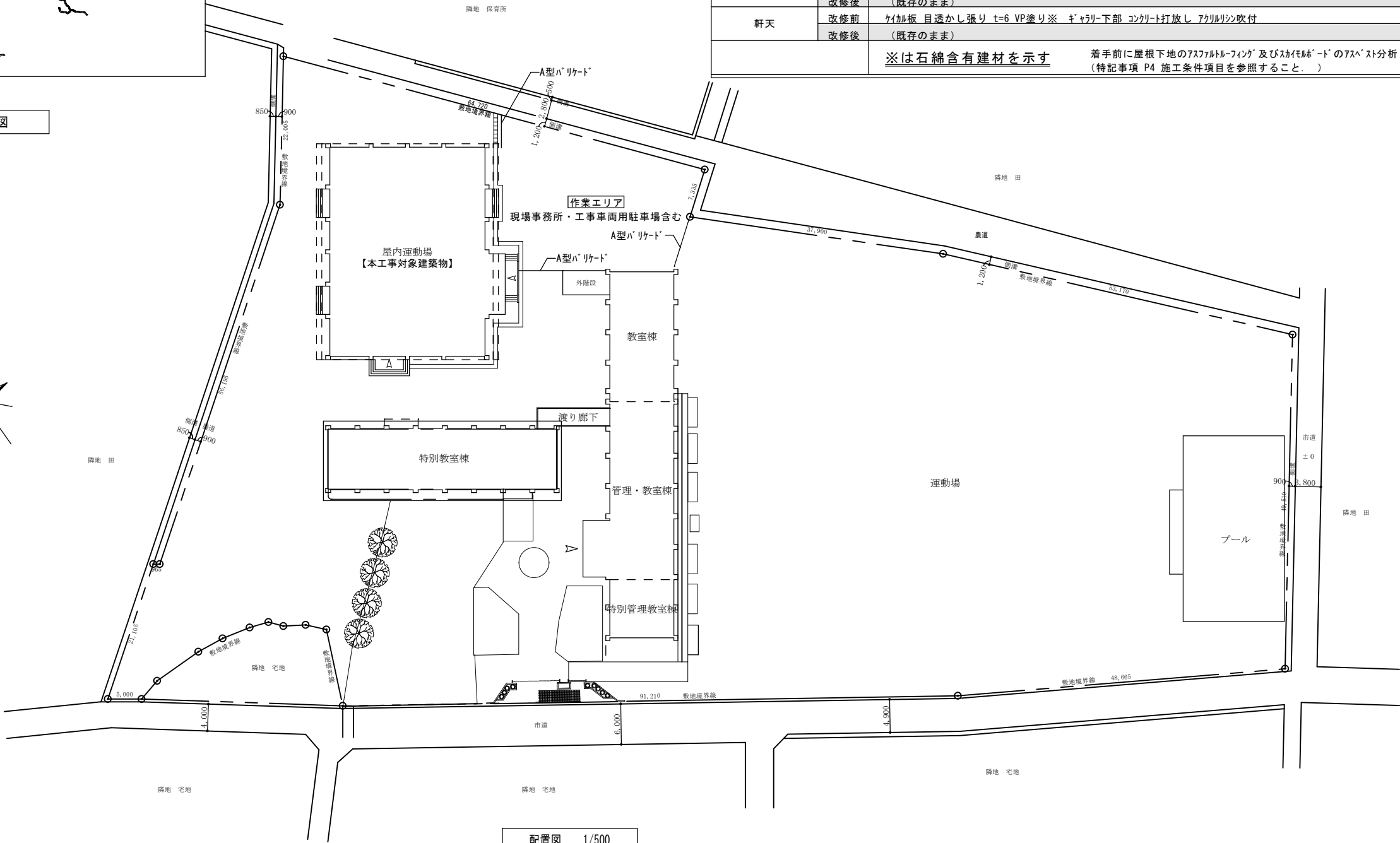
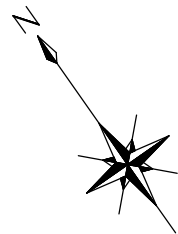
設計

図面番号

5

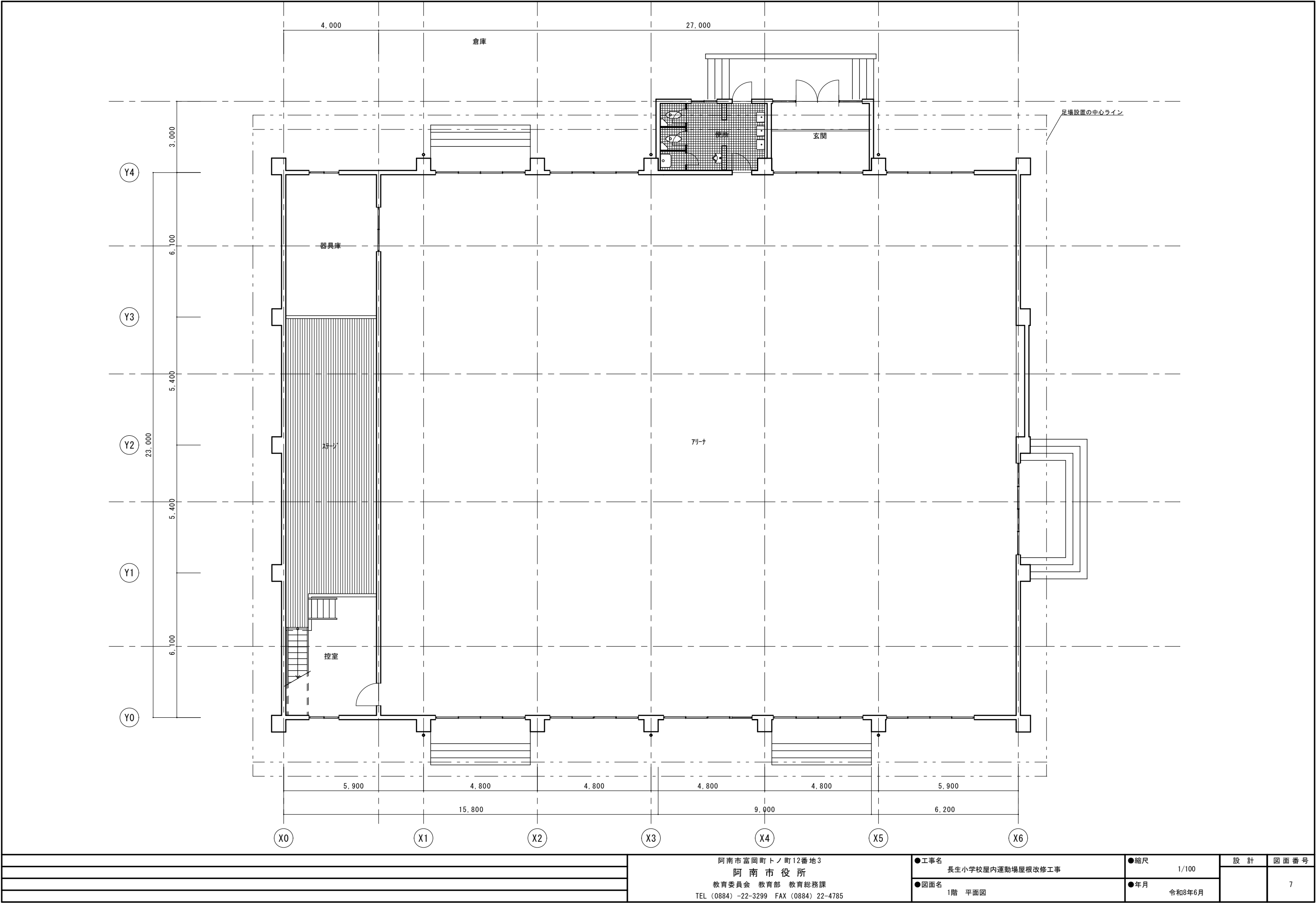


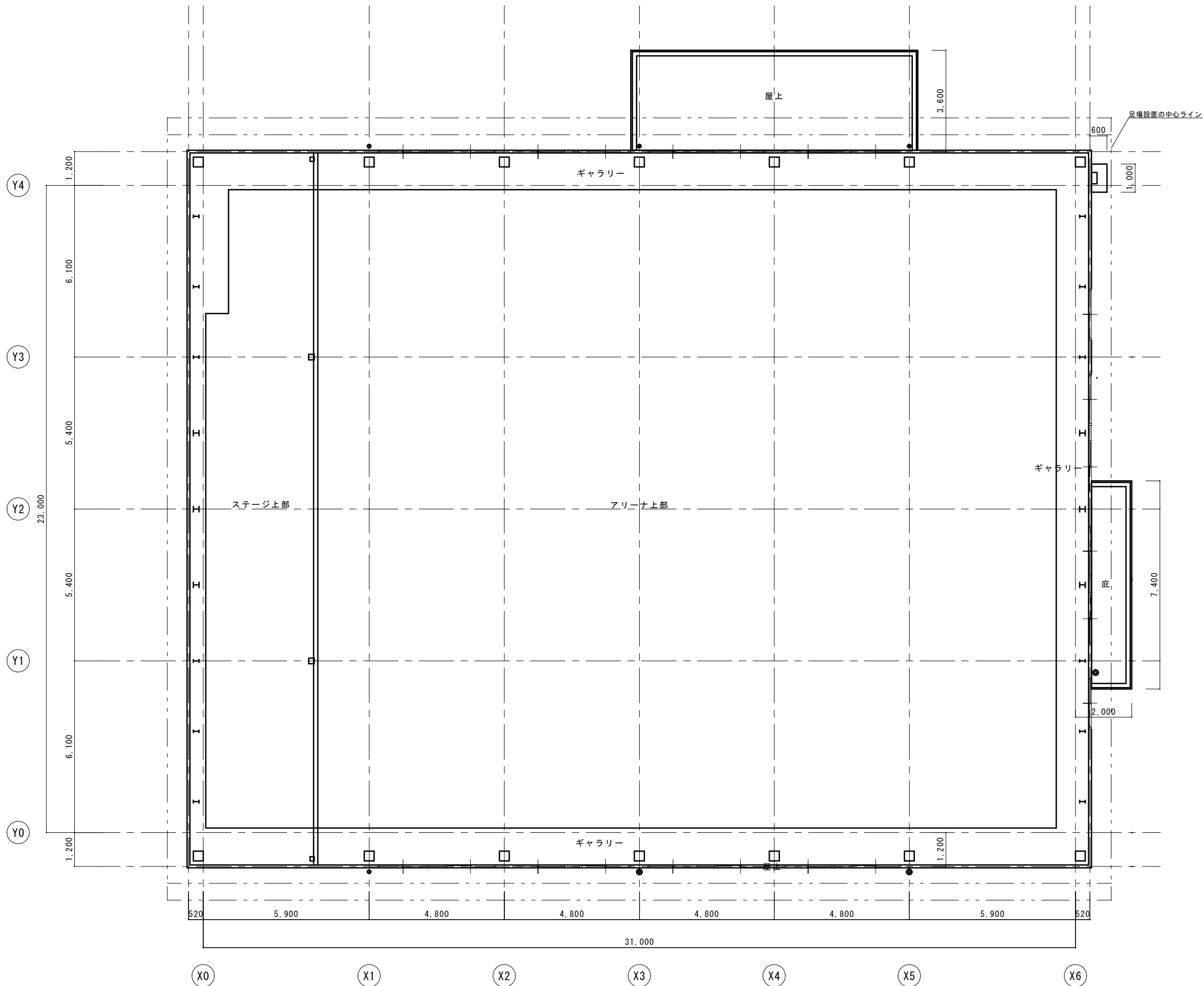
付近見取図



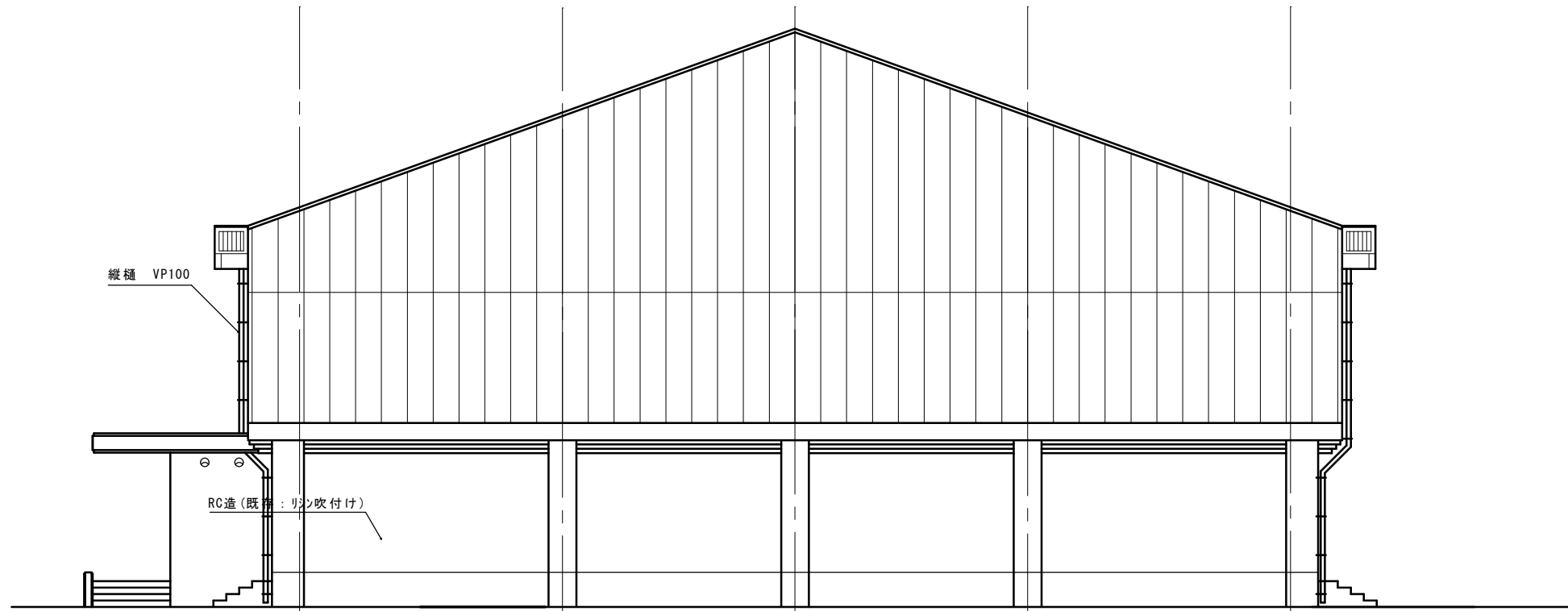
配置図 1/500

改修前後外部仕上表			
屋根	改修前	着色石綿スレート※ アスファルト-フイグ スカイムボード t=25 ハイラートMF t=15	
	改修後	(屋根カバー工法)金属製横葺き カラーガルバリウム鋼板t=0.4(発砲ポリイソシアネート=2.0裏貼り) 吊り子:垂鉛メッキ鋼板t=1.2 爪つき金属タテ490:亜鉛処理鋼板t=1.0 断熱バックアップ材:発砲ポリスチレン板2種bA t=25 下葺き材:改質アスファルト-フイグ t=1.0 (タタキ付き)	
玄関便所屋上	改修前	シート防水 t=1.0 シルバー仕上げ 立上りアミヤンクル押え	
	改修後	(既存のまま)	
軒樋	改修前	シート防水 t=1.0 シルバー仕上げ 立上りアミヤンクル押え 下地ALC板 t=100 オバーフロー管VUφ75VP塗り	
	改修後	(新設スチール防水)水蒸気透過性高耐候塩ビ系シートt=1.5+カラーガルバリウム鋼板t=0.4 トレン部分及びジョイント増し貼りシートt=1.5 葺木:7ミリ葺木(再取付)オーバーフロー管:サードレン75 シーリング充填	
縦樋	改修前	VP管φ100.75 VP塗り 樋掴み金物 SUS SOP	
	改修後	(既存のまま)	
外壁上部	改修前	ALC板 t=100 アクリリシ吹付	
	改修後	(既存のまま)	
外壁下部	改修前	コンクリート打放し アクリリシ吹付※	
	改修後	(既存のまま)	
巾木	改修前	コンクリート打放し アクリリシ吹付	
	改修後	(既存のまま)	
軒天	改修前	ケイカル板 目透かし張り t=6 VP塗り※ ギャラー下部 コンクリート打放し アクリリシ吹付	
	改修後	(既存のまま)	
		※は石綿含有建材を示す 着手前に屋根下地のアスファルト-フイグ及びスカイムボードのアスベスト分析(定性JIS A 1481-1)を行うこと。(特記事項 P4 施工条件項目を参照すること。)	





				阿南市富岡町トノ町12番地3 阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785	●工事名	●縮尺	設 計	図面番号
					長生小学校屋内運動場屋根改修工事	1/100		
					●図面名	●年月	8	
					2階 平面図	令和8年6月		



北側立面図



西側立面図

		阿南市富岡町トノ町12番地3 阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785	●工事名	●縮尺	設 計	図面番号
			長生小学校屋内運動場屋根改修工事	1/100		
			●図面名	●年月	10	
			北立面図, 西立面図	令和8年6月		

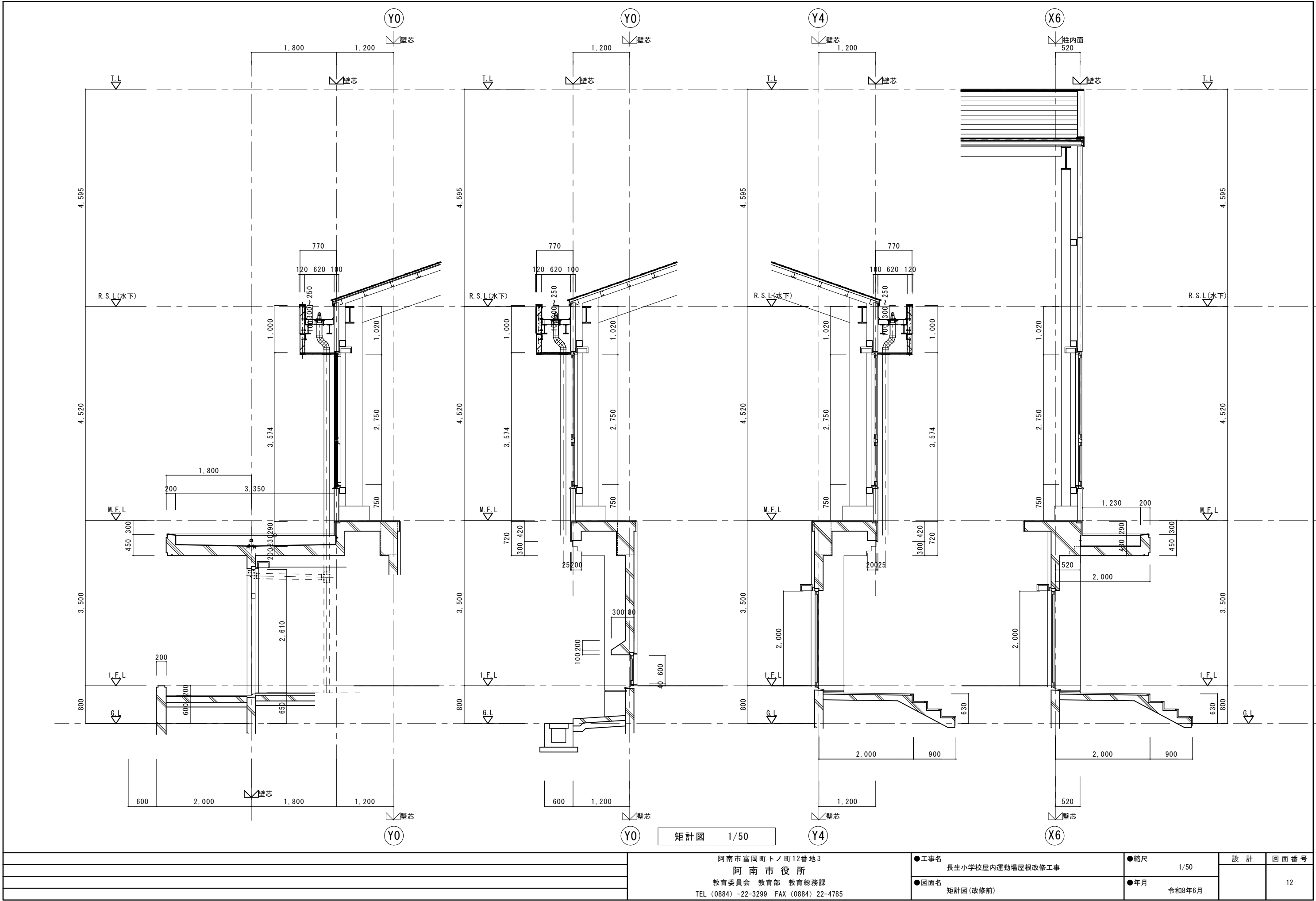


南側立面図

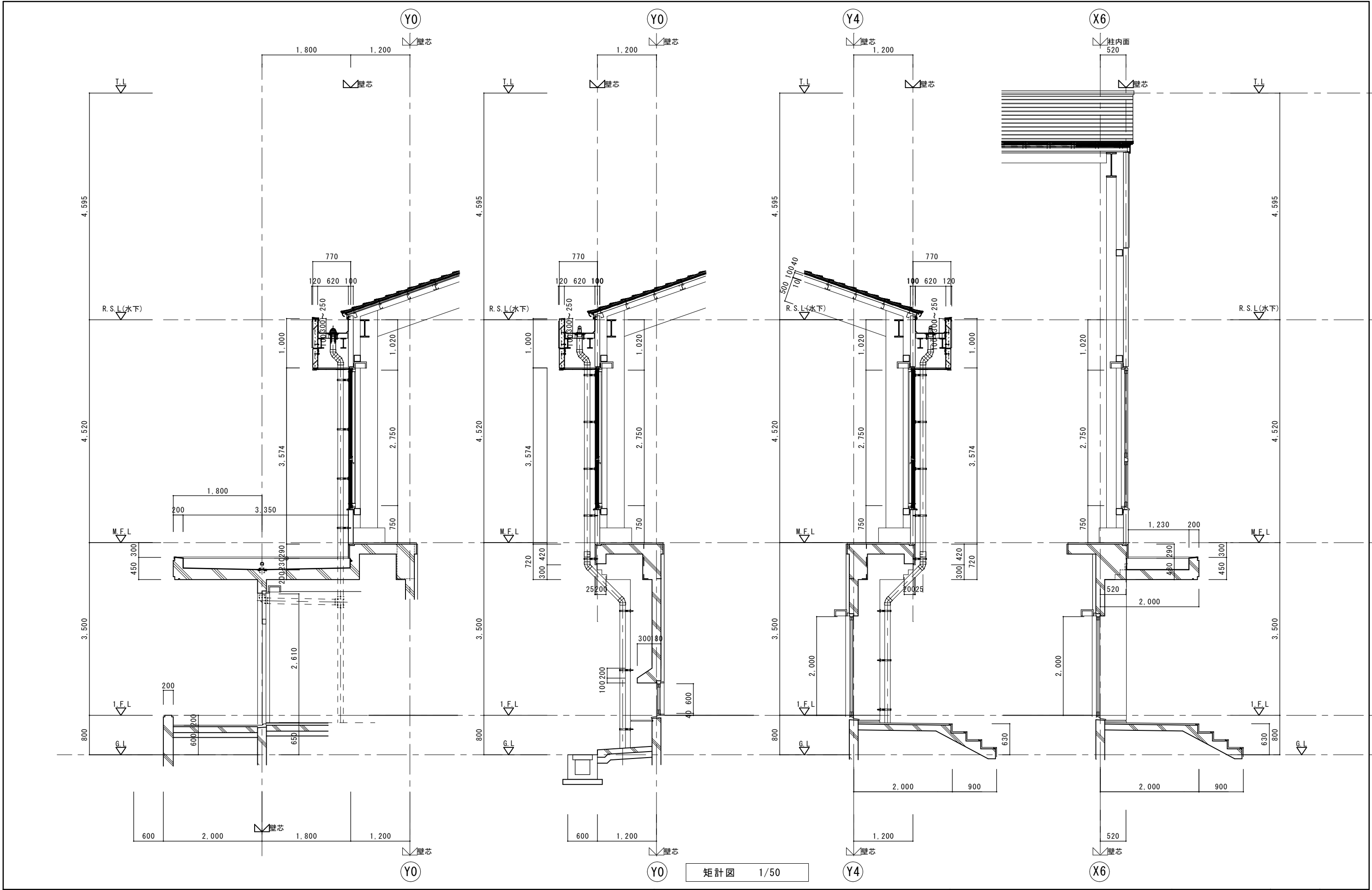


東側立面図

		阿南市富岡町卜ノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785	●工事名 長生小学校屋内運動場屋根改修工事 ●図面名 南立面図, 東立面図	●縮尺 1/100 ●年月 令和8年6月	設 計	図面番号 11



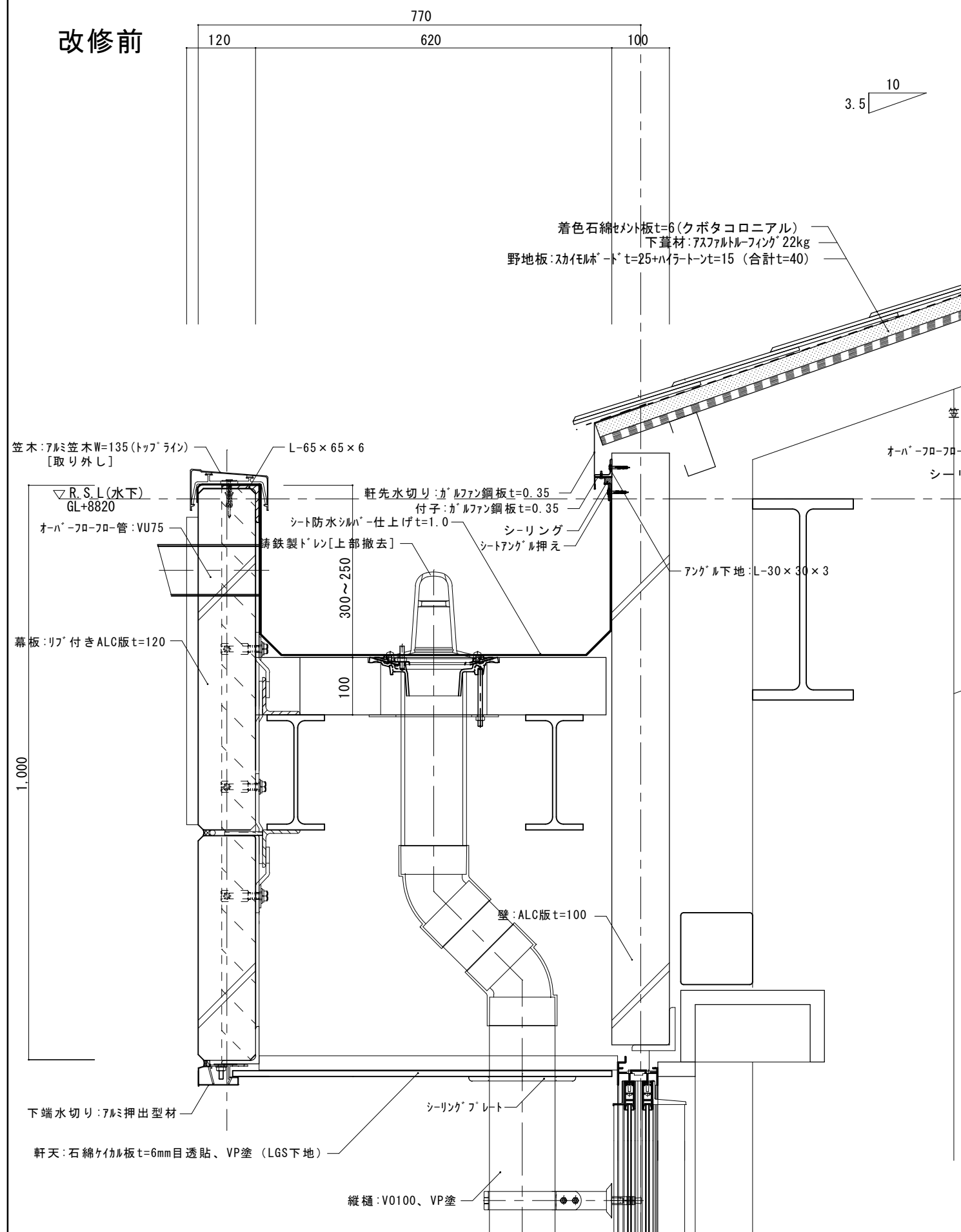
		阿南市富岡町トノ町12番地3 阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785	●工事名	●縮尺	設 計	図面番号
			長生小学校屋内運動場屋根改修工事	1/50		
			●図面名	●年月	12	
			矩計図(改修前)	令和8年6月		



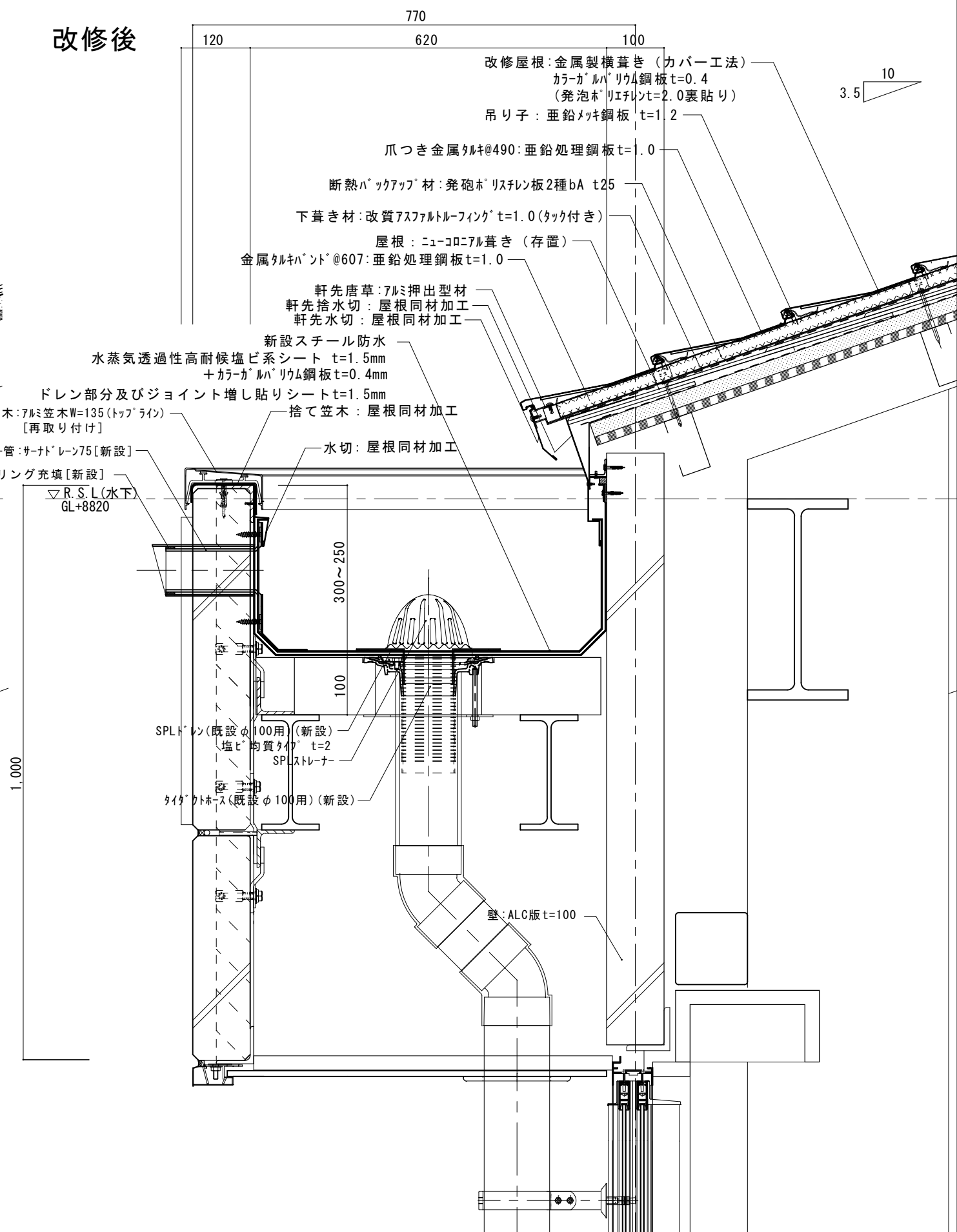
矩計図 1/50

阿南市富岡町トノ町12番地3		●工事名	長生小学校屋内運動場屋根改修工事	●縮尺	1/50	設計	図面番号
阿南市役所		●図面名	矩計図(改修後)	●年月	令和8年6月		13
教育委員会 教育部 教育総務課							
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785							

改修前

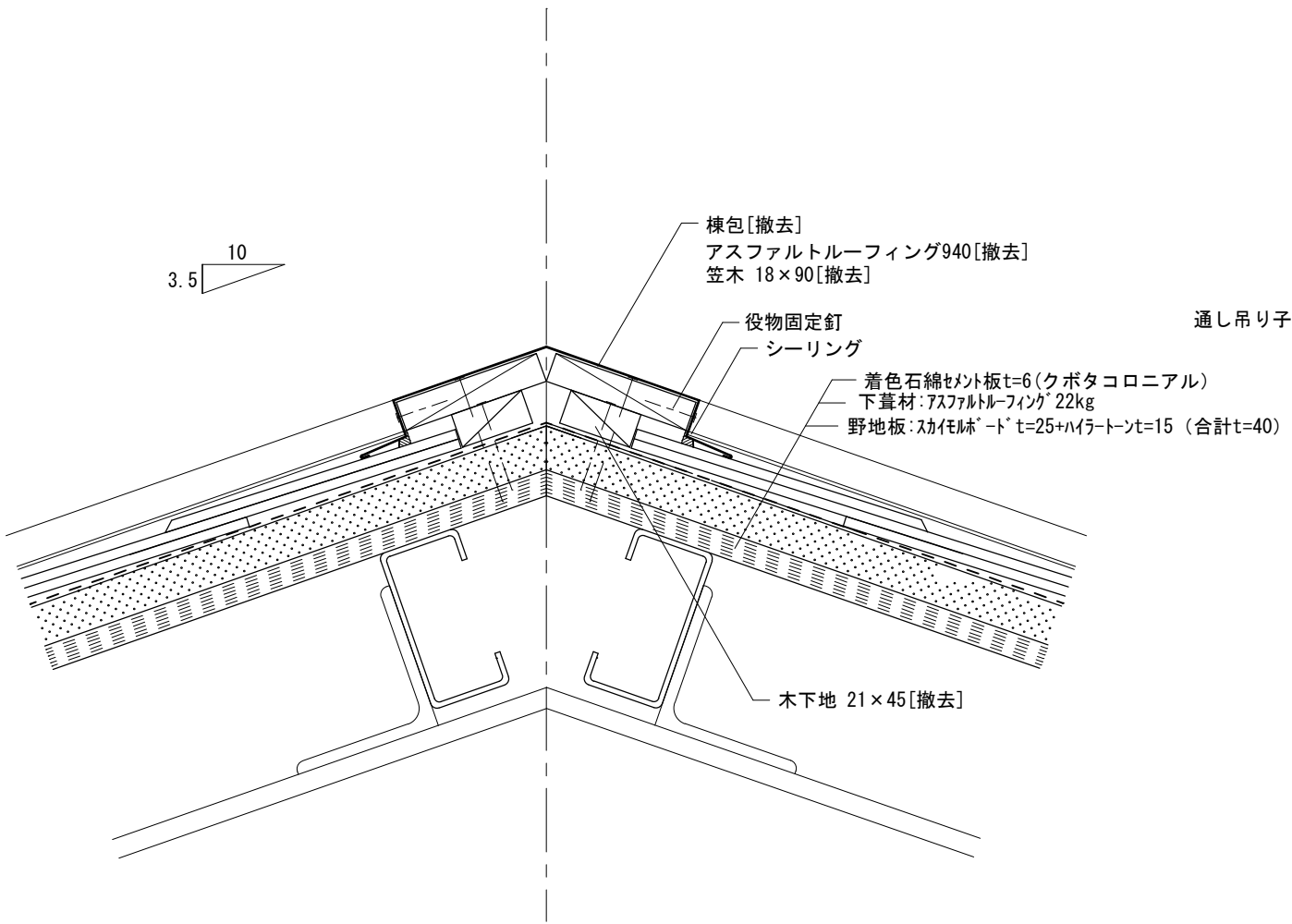


改修後

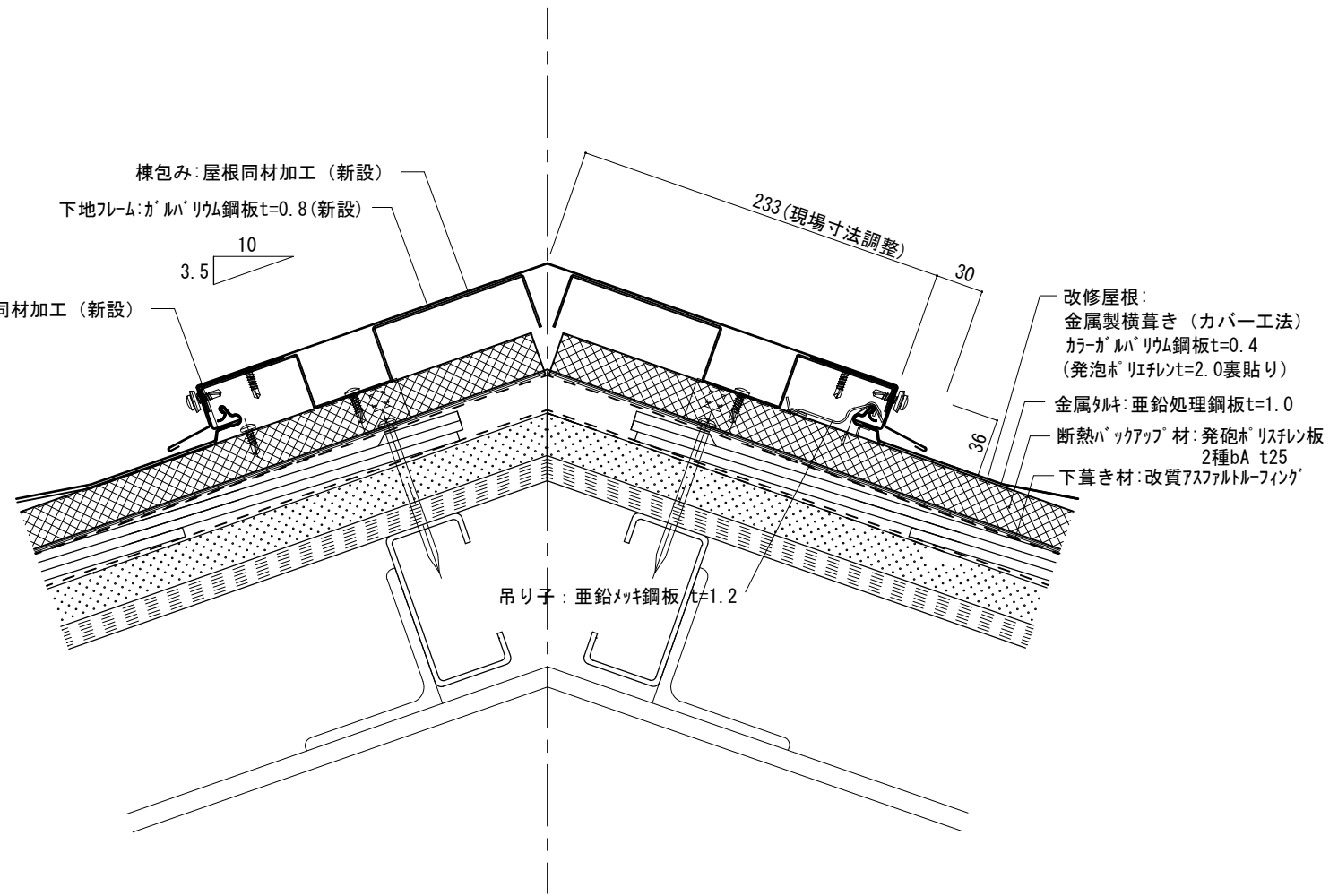


阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名	●縮尺	設 計	図 面 番 号
阿 南 市 役 所	長生小学校屋内運動場屋根改修工事	1/6		
教育委員会 教育部 教育総務課	●図面名	●年月		
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785	軒先詳細図	令和8年6月		
				14

改修前

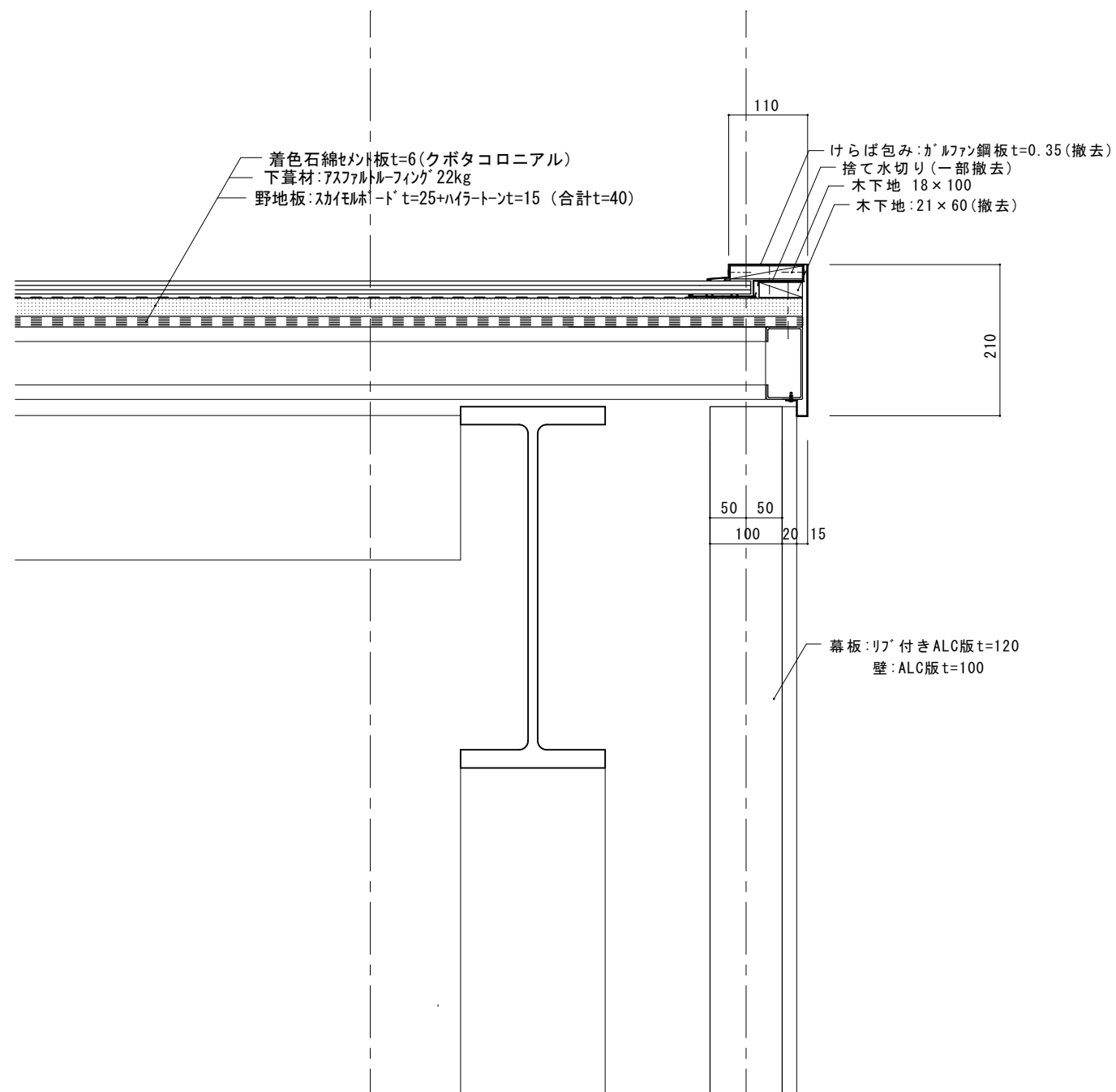


改修後

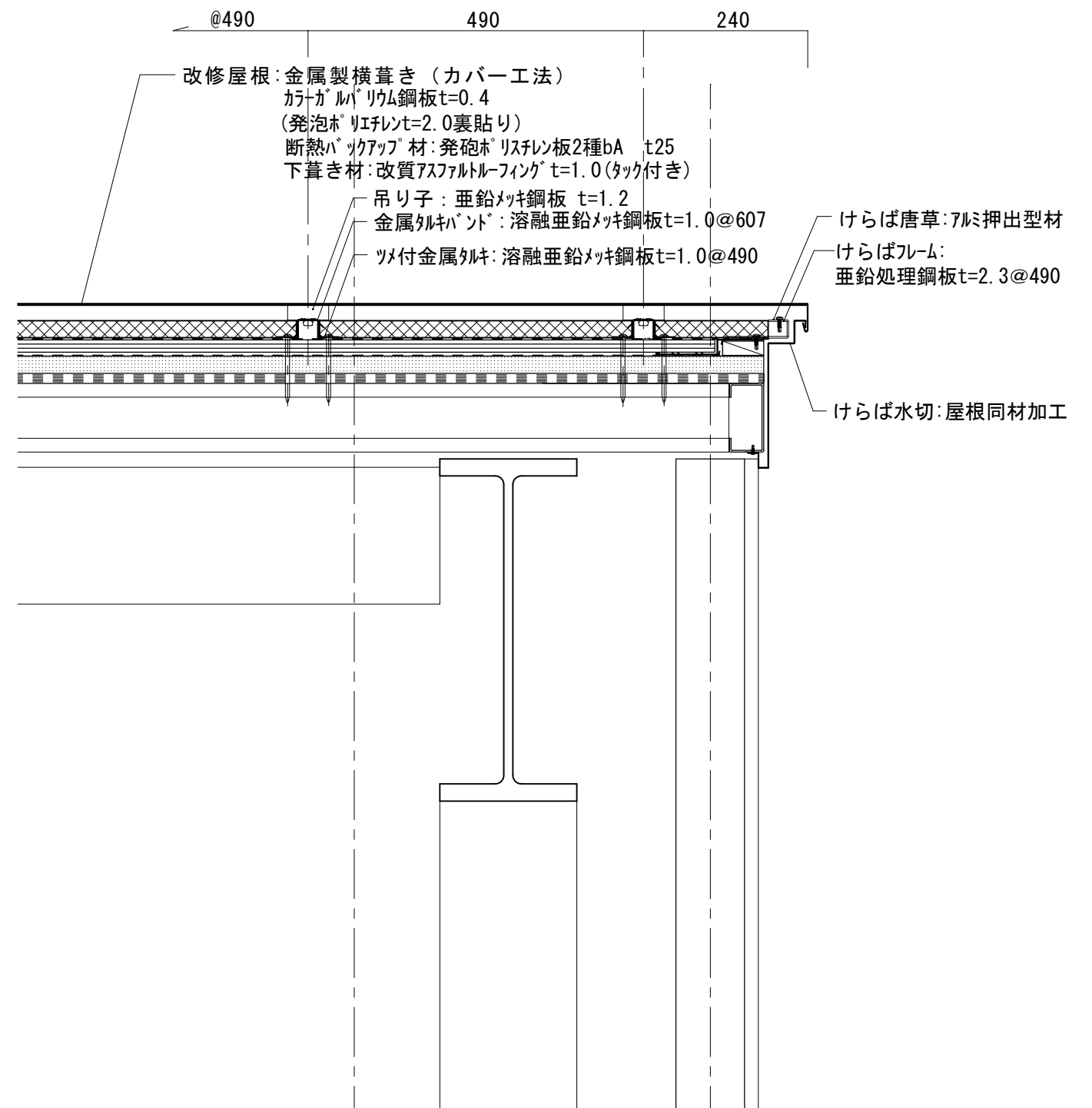


阿南市富岡町トノ町12番地3		●工事名	長生小学校屋内運動場屋根改修工事	●縮尺	1/3	設計	図面番号
阿南市役所		●図面名	棟詳細図	●年月	令和8年6月		15
教育委員会 教育部 教育総務課							
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785							

改修前



改修後



阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名	●縮尺	設 計	図 面 番 号
阿 南 市 役 所	長生小学校屋内運動場屋根改修工事	1/6		
教育委員会 教育部 教育総務課	●図面名	●年月		
TEL (0884) -22-3299 FAX (0884) 22-4785	けらば詳細図	令和8年6月		16